

介護保険サービス受給者 様

木曽広域連合 介護保険係

介護保険施設サービスにおける食費・居住費の軽減制度について

日頃より介護保険事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護保険の施設サービスを利用する際の食費・居住費については、負担限度額による軽減制度があります。

軽減を希望される場合は、別紙「介護保険負担限度額申請書」をご記入の上、必要書類等を添付し、木曽広域連合またはお住いの町村役場まで郵便または直接持ち込みにてご提出をお願いいたします。申請後、課税状況や収入・資産の調査の上、該当・非該当の決定通知書を送付いたします。

注意点

※配偶者(同居していない場合も含む)を記載してください。

⇒配偶者が住民税課税者の場合は、対象となりません。

※通帳の写し等を添付してください。(インターネットバンキングの写しも可)

本人および配偶者のすべての通帳(普通預金・定期預金・有価証券等)について、

(1)金融機関・支店名・口座番号・名義人が記載されたページ(通帳の見開き等)

(2)申請日から2か月以内前までの残高が記載されたページ

をそれぞれコピーし添付してください。

○資産状況が上限を超過している場合は対象外となります(裏面の図参照)。

※申請書裏面の同意書に署名してください。

⇒金融機関等の照会が必要となります。

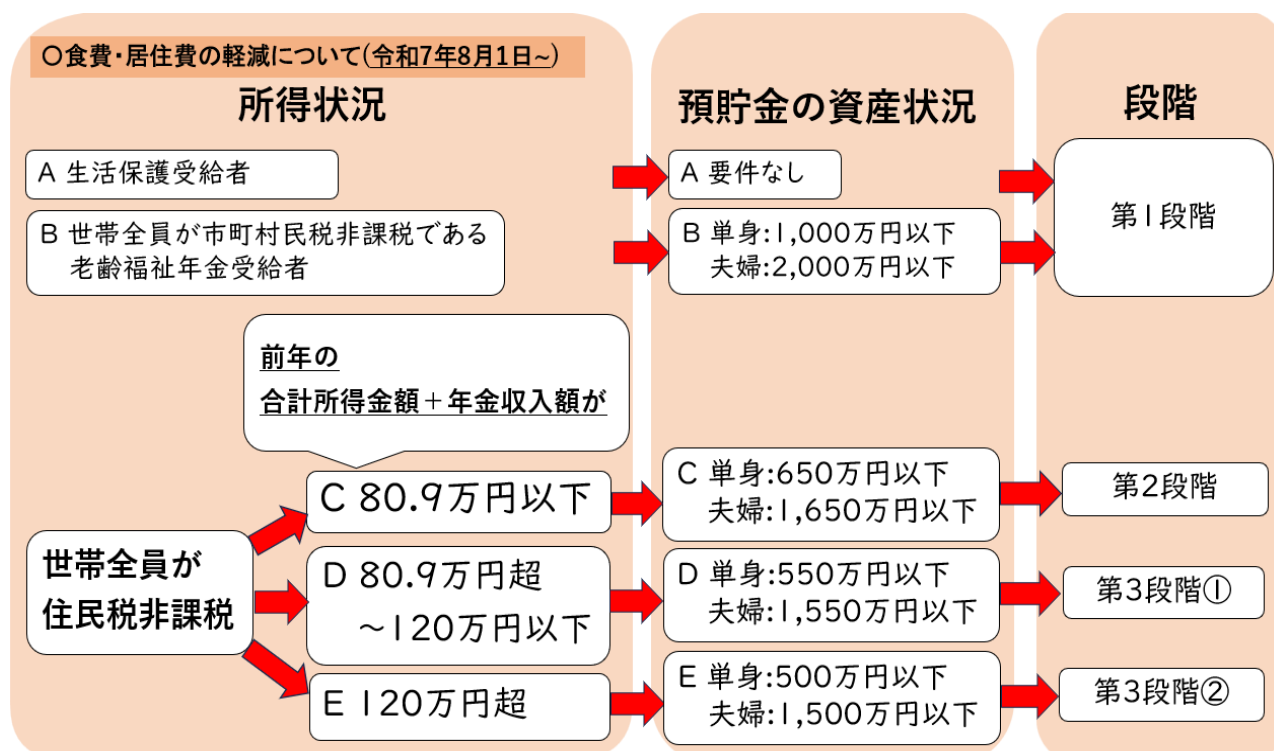
※軽減の対象期間は、申請をした月からとなります。

(申請が遅れますと、利用月から減額が受けられない場合があります。)

※課税状況や収入・資産の調査により対象とならない場合もあります。

裏面もご参照ください。

※負担限度額認定は、**前年の収入および新年度の住民税課税状況**により決定します。
新年度の申告がお済みでない方は、お住いの町村役場にて申告後に申請していただきますようお願いいたします。



※C と D に該当する方は、令和 7 年 8 月 1 日より基準額が 80.9 万円に変更となります。
 (令和 7 年 7 月 31 日までは 80 万円)

※申請書の内容に虚偽等の不正があった場合は、給付額の返還に加えて、最大で給付額の 2 倍の加算金が発生しますのでご注意ください。

ご不明な点等ございましたら木曽広域連合 介護保険係までお願いいたします。

お問い合わせ先

木曽広域連合 介護保険係

電話 0264 - 23 - 1050